

## 第4回智頭町議会定例会会議録

令和元年12月6日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 88号 専決処分について
- 第 5. 議案第 89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 6. 議案第 90号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第 91号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第 92号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9. 議案第 93号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第 94号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11. 議案第 95号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第12. 議案第 96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第13. 議案第 97号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第14. 議案第 98号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 第15. 議案第 99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

- 第 18. 議案第 102 号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 103 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 20. 議案第 104 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 21. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 88 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 89 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 6. 議案第 90 号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7. 議案第 91 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8. 議案第 92 号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9. 議案第 93 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 10. 議案第 94 号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 11. 議案第 95 号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 12. 議案第 96 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 13. 議案第 97 号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 14. 議案第 98 号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 第 15. 議案第 99 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 第16. 議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20. 議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第21. 陳情について

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 高橋達也
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町長	寺谷誠一郎
副町長	金児英夫
教育長	長石彰祐
病院事業管理者	葉狩一樹
総務課長	矢部整
企画課長	酒本和昌
税務住民課長	江口礼子
教育課長	國岡厚志
地域整備課長	迎山恵一
山村再生課長	山本進
地籍調査課長	岡田光弘

福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	福 安 教 男
病 院 事 務 部 長	矢 部 久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） 　　ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岩本富美男議員、8番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（大河原昭洋） 　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間と決定しました。

### 日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和元年9月分から11月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議が採択され、当議会に送付されております。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が去る令和元年10月23、24日に開催され、議案11件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が去る令和元年11月28日に開催され、議案9件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、11月29日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第88号から日程第20．議案第104号まで 17案  
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第88号 専決処分についてから、日程第20、議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの、17議案を一括して議題とします。

なお、本日は、議案に対する質疑のみとします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 議長、提案理由の前に一言、私ごとをお話しさせていただいていいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 寺谷町長より発言を求められておりますので、皆さん許可してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） はい、許可します。

○町長（寺谷誠一郎） ありがとうございます。私ごとでございますけども、実は今限りで町長の責を終えたいと、こういう決意をいたしました。12月4日の日に、私の後援会の皆さんにお集まりいただきました。これは、偶然でもありますが、実は12月4日というのは私の誕生日でございました。76歳という後期高齢者になりました。

そういったタイミングで、後援会の皆さんにも長年応援していただいたお礼を言い、そして、私の思いを述べさせていただいて、皆さんからもういいだろうというご了承をいただきまして、きょうこうやって議員の皆さんに少し発表するのが遅くなりましたけども、改めて町長の責を来年の6月19日が任期だそうであります。それまではあと半年間、最後の最後、気力を振り絞って、町のために頑張らせていただこうと思っております。

長年町長を務めさせていただいて、本当に正直満足をしております。ただ1つだけ、皆さんにご迷惑をかけたことがやっぱり心残り、今でも残っております。それは、大麻事件であります。全国というテーマの中で鳥取県、あるいは智頭町の皆さんに大変ご迷惑をかけたと、これはやっぱり一生忘れられない私の失策だと考えておりますが、そういった中で、私自身はみんなすばらしい、正直、部下たちにも恵まれました。そして、議員の皆さんともいろいろこの智頭町のためにお話をしあいながら、こういう議会で決まったことを遂行させていただきました。

非常に本人としては何も言うことはない。ただ、今言ったように、その大麻等のことが心にひっかかってあるだけであります。

長い間、皆さんとご一緒に、この智頭町のために頑張らせていただきました。あと、6カ月、約半年ございますので、まだ皆さんと一緒にこの智頭町の方向性、あるいはこの智頭のためにどうあるべきかということを実際に議論しながら、最後を終えたいと思います。長い間どうもいろいろありがとうございました。

では、議長のお許しをいただいて、今度は提案理由に移らせていただきます。

本日ここに、第4回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、専決処分についてであります。

議案第88号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第4号）については、特別職の報酬等審議会委員の報酬及び費用弁償を措置しており、23万3,000円の増額補正となっております。

次に、議案第89号から議案第95号までは、補正予算についてです。

議案第89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）について、主なものを説明します。

総務費の財政管理費では、会計年度任用職員制度移行に対応するための財務会計システム改修経費を、まちづくり推進費の地域情報化推進事業では、光回線の新設、移転等に要する手数料の増額を、地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧小学校の補助電力量計設置を支援する経費を、それぞれ措置しています。

税務総務費では、軽二輪及び小型二輪の税申告受付窓口が、来年1月から県下市町村共同設置窓口に変更となることに伴う負担金を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額を、障害者福祉費では、障がい児者在宅生活支援事業補助金のほか、補装具給付費などの増額を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計への繰出金の減額を、児童福祉費の森のようちえん事業では、対象児童の増加に伴う保育料無償化制度適用施設等給付費の増額を、それぞれ措置しています。

生活保護費では、医療扶助及び保護件数の増に伴う扶助費の増額を措置しています。

また、衛生費の保健センター管理費では、修繕料の増額を措置しています。

農林水産業費の鳥獣等被害防止事業では、豚コレラ対策のため野生イノシシ捕獲強化に要する経費を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

商工費の交流事業費では、韓国楊口郡からの職員長期派遣見送りに伴う関連経費の減額を措置しています。

土木費の道路維持事業では、河川災害の影響による陥没など町道等の修繕に要する経費を、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計操出金の減額を、住宅管理費の町営住宅管理事業では修繕料の増額を、それぞれ措置しています。

消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所移転用地造成工事の井戸調査実施に伴う設計監理及び測量委託料の増額を措置しています。

教育費の国際交流事業では、韓国楊口郡との中学生交流事業の中止に伴う関連経費の減額を、歴史の道整備活用推進事業では、智頭往来志戸坂峠越災害復旧工事の追加調査に伴う設計監理委託料を、それぞれ措置しています。

そのほか、各費目にわたって令和元年人事院勧告を踏まえた職員給ほかの改定、また、人事異動等及び共済費の変更などに伴う人件費の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、2,712万8,000円の増額であり、補正後の予算総額は、70億2,821万9,000円となります。

議案第90号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、人件費の調整のほか、結核、精神疾患医療費に係る特別調整交付金申請支援業務委託料を、また、療養給付費の増額を、それぞれ措置しています。

議案第91号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、人件費の調整のほか、消費税及び地方消費税の減額を措置しています。

議案第92号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、人件費の調整のほか、修繕料及び還付金の増額を、また、消費税及び地方消費税の減額を、それぞれ措置しています。

議案第93号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、人件費の調整のほか、介護予防サービス給付費の増額などを措置しています。

議案第94号 智頭町水道事業会計補正予算（第2号）では、人件費の調整をしています。

議案第95号 智頭町病院事業会計補正予算（第2号）は、警備業務などの各



債務負担行為について、期間及び限度額の上限を定めるものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、同法の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別することがないように、本町関係各条例に定める資格等について成年後見制度を利用している者を排除する規定を見直すものです。

議案第97号 智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、旧山形小学校、旧那岐小学校、旧山郷小学校について、来年度から指定管理者制度を導入することに伴い、必要な事項を定めるものです。

議案第98号 智頭町部落差別の解消に関する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、部落差別解消に関しての基本理念を定め、町の責務を明確にし、もって部落差別のない智頭町を実現するため、必要な事項を定めるものです。

議案第99号 特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和元年人事院勧告を踏まえ、給料表の改定を行うほか、勤勉手当0.05月分引き上げるとともに、住居手当の見直しを行うものです。

議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者制度導入後の旧小学校施設利用金を指定管理者の収入として収受させることに伴い、那岐地区公民館及び山郷地区公民館について地区公民館使用料の規定を除くものです。

議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者制度導入後の旧小学校施設利用料金を指定管理者の収入として収受させることに伴い、山形体育館、那岐体育館及び山郷体育館について施設使用料の規定を除くものです。

最後に、人事案件についてです。

議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和2年6月30日任期満了となる藤原一彦氏について、引き続き同氏を推薦し

たいので本議会の意見を求めるものです。

議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和2年6月30日で任期満了となる杉村さよ子氏について、引き続き同氏を推薦したいので本議会の意見を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要の説明をしました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第88号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案第88号 専決処分についてでございます。

これは、令和元年10月7日付で専決処分をした補正予算について、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分書1ページをごらんください。

令和元年度智頭町一般会計補正予算補正（第4号）。

歳入歳出の総額に23万3,000円を増額し、それぞれ70億109万1,000円とするものであります。

まず、歳出から説明をさせていただきます。7ページをごらんください。

総務費の一般管理費で、特別職の報酬等審議会開催に伴う委員報酬及び費用弁償を措置しております。

歳入につきましては、6ページのとおり、前年度繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出の総額を2,712万8,000円増額し、それぞれ70億2,821万9,000円とするものでございます。

補正予算書と別に配付しております令和元年度12月補正予算概要により説明させていただきますので、こちらもごらんいただきたいと思います。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、歳出についてですが、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、令和元年人事院勧告を踏まえ、職員の給料、勤勉手当及び特別職の期末手当を引き上げること、また、9月以降の人事異動等及び共済費の変更に伴い、人件費である給料、職員手当等及び共済費について、各費目共通してそれぞれ所要額を措置するものであります。

それでは、個々の費目について説明をさせていただきます。概要は1ページであります。

補正予算書では11ページの議会費です。こちらをごらんください。議会費では、職員人件費の調整のみであります。

総務費では、11ページから12ページにかけての一般管理費で、人件費の調整のほか、台風19号で被災した6都県町村会への見舞金に係る鳥取県町村会負担金を、12ページの財政管理費では、会計年度任用職員制度移行に伴う財務会計システム改修委託料を、それぞれ措置しております。

まちづくり推進費のまちづくり事務費は、人件費の調整のみであり、地域情報

化推進事業では、光回線の新設、移転等に要する手数料の増額のほか、光回線サーバーに係る施設賃借料の増額を、また、地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧小学校の補助電力量計設置を支援する経費を、それぞれ措置しております。

12ページから13ページにかけての税務総務費では、人件費の調整のほか、公函修正委託料の増額を、また、軽二輪及び小型二輪の税申告受付窓口が県下市町村共同設置窓口に変更となることに伴う運営費負担金を、賦課徴収費では、路線価鑑定委託料の増額を、それぞれ措置しております。

同じく13ページの戸籍住民基本台帳費及び14ページの統計調査総務費につきましては、人件費の調整のみであります。

民生費では、14ページの社会福祉総務費で、人件費の調整のほか、人件費の調整に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を、国民年金費では、人件費の調整を、14ページから15ページにかけての障害福祉費では、障がい児者在宅生活支援事業補助金のほか、補装具給付費及び作業所等通所助成費の増額を、15ページの老人福祉費では、庁用車賃借料の増額のほか、日常生活用具給付事業で、緊急通報装置設置手数料の増額を、介護保険特別会計繰出金では、同特別会計の人件費調整などに伴う繰出金の減額を、同和対策費では、人件費の調整を、社会福祉施設費では、隣保館運営費で県補助金の減に伴う財源の組みかえのほか、人件費の調整を、また、印刷製本費の増額を、それぞれ措置しております。

同じく15ページの子育て支援推進費の、子育て推進事務及び子育て支援センターにつきましては、人件費の調整のみであり、ここから概要は2ページとなりますが、森のようちえん事業では、対象児童の増加に伴う子ども子育て支援給付金の増額を措置しております。

16ページの保育園費及び児童館費は、人件費の調整のみであります。

16ページから17ページにかけての、生活保護総務費につきましても、人件費の調整のみであり、17ページ的生活保護扶助費では、医療扶助及び保護件数の増に伴う、扶助費の増額を措置しております。

衛生費では、17ページの保健衛生総務費及び保健師設置費につきましては、人件費の調整のみであり、18ページの保健センター管理費では、修繕料、施設保守委託料及び下水道使用料の増額を措置しております。

農林水産業費では、18ページの農業委員会費及び農業総務費につきましては、

人件費の調整のみであり、18ページから19ページにかけての農業振興費では、農業振興費で智頭町農業再生協議会パソコン更新費として、経営所得安定対策推進事業補助金の増額を、鳥獣等被害防止事業で、豚コレラ対策のため県事業捕獲活動委託料の増額を、ホンモノの農産物づくり推進事業で、地域おこし協力隊事業費の調整を、19ページの地籍調査費では、人件費の調整のほか、事業費の調整を行っております。

また、農業集落排水費では、基金統合に伴う農業集落排水施設整備基金積立金の増額のほか、人件費の調整、修繕料の増などに伴う農業集落排水事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しております。

20ページの林業総務費は、人件費の調整のみであり、ここから概要は3ページとなります。林業振興費の智頭百業学校事業では、庁用車修繕料の増額を措置しております。造林事業費の町有林造林事業は、人件費の調整のみであります。

商工費では、20ページの交流事業費で、韓国楊口郡からの長期職員派遣見送りに伴う国際交流事業関連経費の減額を、措置しております。

土木費では、21ページの土木総務費は、人件費の調整のみであり、道路維持費の道路維持事業では、河川災害の影響による陥没修繕など町道等の修繕料の増額を、下水道事業費では、基金統合に伴う下水道施設整備基金積立金の増額のほか、消費税及び地方消費税の減に伴う公共下水道事業特別会計操出金の減額を、それぞれ措置しております。

22ページ、住宅管理費の町営住宅管理事業では、修繕料の増額のほか、これに伴う公共施設整備基金積立金の減額を措置しております。

消防費では、22ページの常備消防費で、八頭消防署智頭出張所移転用地の井戸調査実施に伴う設計監理及び測量委託料の増額を、防災費では、防災行政無線電気代の増額を、それぞれ措置しております。

教育費では、22ページから23ページにかけての事務局費の事務局費につきましては、人件費の調整のみであり、マイクロバス管理事業では、運転手賃金の増額を、国際交流事業では、韓国楊口郡との中学生交流事業の中止に伴う関連経費の減額を、学力向上推進プロジェクト事業では、土曜日英会話教室講師謝金などの実績見込み減に伴う講師等謝金の減額を、小学校費の智頭小学校管理事業では、電気代の増に伴う光熱水費の増額を、智頭小学校教育振興事業では、バス借上料の増額を、中学校費では、防火シャッター用バッテリー交換など修繕料の増

額を、智頭中学校教育振興事業では、バス借上料の増額を、それぞれ措置しております。

24ページ、社会教育総務費の社会教育事務費は、人件費の調整のみであり、家庭教育学級事業では、家庭教育講演会実施に伴う事業費の調整を、ここから概要は4ページとなります。中央公民館費の中央公民館事務費は、人件費の調整のみであり、中央公民館管理事業では、トイレ修繕など修繕料の増額のほか、電気代の増に伴う光熱水費の増額を、地区公民館費でも、電気代の増に伴う光熱水費の増額を、文化財整備活用費の歴史の道整備活用推進事業では、智頭往来志戸坂峠越災害復旧工事の追加調査に伴います設計監理委託料を、それぞれ措置しております。

24ページから25ページにかけての図書館費は、人件費の調整のみであり、25ページの学校給食費では、人件費の調整のほか、重油代の増に伴う燃料費の増額を措置しております。

以上、合計2,712万8,000円の増額補正となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、国庫負担金ほか国庫支出金、県負担金ほかの県支出金、財産運用収入、繰越金、雑入及び町債をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の2区分に分けて行います。

まず、歳出を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 15ページの隣保館運営費で、これが県支出金が283万円減額になって、その分を一般会計で負担しているんですが、この予算で見込んでおいた事業というものは、どのような事業だったのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 事業といいますのは、当然のことながら隣保館を運営するための維持管理費、人件費を含みます維持管理費、それから、各種教室等の共用事業、それらの経費を措置をしているものでございます。

- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） そのようなものだったら、多分例年同じような収入見込みというか、補助金を見込んでおったんですが、なぜ今年度、県の支出がなかったのか、その辺の背景というか、事情はどのようなものだったのでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） 県のほうの補助の基準と申しますか、指針が変わりまして、館長等の勤務時間、これらの要件によりまして、補助の金額が定められることとなりました。その中で、補助の金額等の算定要件が下がって減額となったものでございます。
- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） では、今後とも、来年度も含めて今後そういった形態になるというようなことなんでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） はい、これから出てきます会計年度任用職員の対象となる館長さんの勤務時間も若干変更とはなりますが、県が定めている基準の勤務時間には及びませんので、このような形に次年度からも当初予算では計上となるかと思えます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 17ページの生活保護扶助費、1,400万円ほどふえているんですが、確か、当初予算のときに対前年比、この保護費が2,000万円近く減額になっていて、その要因を尋ねたところ、医療扶助費等が減る見込みだという確か説明だったように思うんです。今回、この増額の要因が医療扶助等がふえたという要因になっていますので、そこら辺、この扶助費が例年に比べてどうだったのか、そこら辺はわかりませんか。
- 議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。
- 福祉課長（小谷いず美） 医療扶助費につきましては、その都度その方の状況によって異なりますので、その方の病状、あるいは手術があったとか、いろんなことによって異なるため、少ないときもあれば多いときもあるというふうな形になります。現在は、その医療扶助のほうで、前回は昨年度は少なかったんですが、今年度は多いというふうな実績に基づいて増額補正をしております。

- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 30年度に医療扶助費が少なかったんで、本年度の予算にはその実績見込みどおりの予算を計上しておったところ、また今年度は30年度を除くほかの例年どおりの扶助費的なものになってきたと、そういう捉え方でよろしいでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。
- 福祉課長（小谷いず美） そのとおりでございます。また、件数のほうもふえておりますので、そういうふうなことになっております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 24ページの中央公民館費、光熱水費が電気代の増によるという説明がありましたが、金額的には約106万円という結構金額が大きいです。もう少し具体的に要因をお聞かせください。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 中央公民館費の電気代につきましては、当初の電気代の設定が少し低過ぎたのに加えまして、どうしてもこれから冬場の昨年度の使用量に合わせて見込みをした場合、これぐらいがちょっと足りないということが判明しましたので、今回増額の補正をお願いしております。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野議員。
- 11番（中野ゆかり） 修繕料でトイレ修繕ということで、漏水とかもあるのかなと想像してしまっただけですけども、電気代のみということでよろしいですか、この増額の要因が。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 光熱水費につきましては、電気代の補正でございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
- 次に、歳入を一括して質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 5ページのこの債務負担行為、新規、旧小学校の指定管



理ということで、3年間で2,040万円、年間680万円ということですが、これは、このあと条例のほうで議案で出てくる3つの学校の指定管理という捉え方でよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今回は3つの旧小学校を指定管理するということで、この債務負担行為を上げさせていただいております。今までの実績等を勘案しまして、この債務負担行為額となっております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この指定管理はそれぞれ学校単位でやるんですが、この年間680万円を3つの学校で等分するのか、ここら辺のその費用の割合的なものってというのは別にはないんですか。これは、あくまでも3校で年間680万円を一括を出すというような、そういう大まかなものなんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 試算はそれぞれしておりますので、指定管理料としてはそれぞれに支給するというか、出します。ここではトータルで上げているという数字でございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これはどこで各学校に対しては幾らだというようなものが、資料的なものはどこで出てくるんでしょうか。このあと議案が通ってからなんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 来年度指定管理者制度を導入する予定ですので、そのときには出てくるというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野議員。

○11番（中野ゆかり） 先ほどの質問の流れなんですけど、来年度出てくるということなんですけど、この2,400万円、このたび上がっているこの予算が妥当かどうかという判断は、そうしたらどうやったらできるんですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 積算はそれぞれの実績に基づいて、今、債務負担行為の限度額を上げております。来年度当初予算のときに、それぞれが光熱水費等い

ろいろ積算したものが出ると思いますので、そのときに議員の皆様にご審議いただくことになると思います。

○議長（大河原昭洋） 中野議員もうよろしいですか。

4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 議案第97号のことを聞こうと思ったんですが、債務負担行為というのはもともと公募されて、公募がなければ随意契約的なことになればいいと思うんですが、最初っからもう指定で地区振興協議会がそれを担うということになりますと、今の公民館との立ち位置、体育施設の分け方というのはどういうふうに明確化されるんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 確かに指定管理者制度は公募するというのもあるんですけども、今現在の現況を見ますと、地区振興協議会が入っているところもあり、公民館が入っているところもありというところがあります。それを踏まえて調整した際に、地区振興協議会のほうに指定管理を出したほうがいいという判断をして、このたび議案を上げさせていただき、来年度の債務負担行為額も上げさせていただいているところであります。その管理の責任等におきましては、公民館、地区振興協議会等も何度も協議を重ねてきておきまして、結果、このような形で進めようということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほどの同僚議員の中で、この債務負担行為の妥当性を判断するものがないという質問に対して、当初予算の中で具体的に出すということですが、今回、この議会でこの債務負担行為、総額2,040万円を認めるということになるわけですね。今回、これで。となると、新年度には既に、ここで認めたものに対して出てきた場合には、それに対しておかしいではないかということが言えない状況が出てくるような気がするんですが、そこら辺どうなんでしょう。今回、これで全体を認めるということが、今後どのように影響するのか、そこら辺ちょっと議会としては疑問に思うところなんですが。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） あくまで債務負担行為は限度額ということで説明をさせていただいたところでございますが、議員おっしゃるとおり、中身はわからな

いということですので、総務常任委員会等で今まで積算している資料等を明示させていただきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。  
最後に、再度一般会計補正予算全般にわたっての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第6、議案第90号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 29ページをごらんください。

議案第90号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,219万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,944万6,000円とするものです。

歳出につきましては、35ページをごらんください。

提案理由でも説明のあったとおり、人件費の調整と、結核、精神疾患医療に係る特別調整交付金申請支援業務委託料を、また、療養給付費の実績に伴う増額をそれぞれ措置しております。

歳入につきましては、34ページをごらんください。

主に県支出金、一般会計からの繰出金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第91号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書38ページをごらんください。

議案第91号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億743万1,000円とするものです。

歳出につきましては、44ページをごらんください。

人件費の調整、消費税及び地方消費税の減額措置をしております。

歳入につきましては、43ページ、繰入金の減額をしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第92号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書46ページをごらんください。

議案第92号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ96万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,292万5,000円とするものです。

歳出につきましては、52ページをごらんください。

人件費の調整、修繕料、還付金の増額、消費税及び地方消費税の減額措置をしております。

歳入につきましては、51ページ、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第93号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書54ページをごらんください。

議案第93号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億9,388万4,000円とするものです。

歳出につきましては、62ページをごらんください。

人件費の調整のほか、介護予防サービス給付費の増額などを措置しております。

歳入につきましては、59ページをごらんください。

主に保険料、国庫支出金、支払基金交付金で措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第94号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 議案第94号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

水道事業費用の補正額を15万3,000円ふやしまして、8,180万8,000円とするものであります。

1ページはぐっていただきまして、3ページのほうに支出が掲載されております。内容につきましては、全て人件費の調整であります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第95号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 議案第95号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

これは、令和2年度からの施設警備業務等に係る債務負担行為として、それぞれの委託期間と限度額の上限を定めるものでございます。詳細につきましては、予算書2ページをごらんください。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この債務負担行為の金額ですが、これまでの債務負担行為との金額の増減というのはどのようなものでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） まず、施設警備業務とその下の管理業務ですが、これは従来とほとんど変わっていないんですけども、主に最低賃金上限分に見合う額程度の上昇となっております。ほとんどそれ以外は変わりありません。それから、次の清掃作業業務の委託も同じく、あと、給食調理業務もそうです。

あと、ナースコールシステムにつきましては、30年度に導入済みのものなんですけど、このときは単価契約でございまして、契約の見直しを行いました。それで、複数年の契約にすると安価になるということで、このたびの2年間、令和2年から3年までの2年間の債務負担としております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） ほぼ金額的には、前回の指定管理の部分と変わらないという捉え方でいいということですね。
- 議長（大河原昭洋） 矢部病院事務部長。
- 病院事務部長（矢部久美子） そのとおりでございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

- 総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、同法の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別することがないように、本町の関係各条例、計6条例でございますが、に定める資格等について、成年後見制度を利用している者を排除する規定を見直すものでございます。

それでは、議案書2ページをごらんください。あわせて、議案説明資料概要1ページもごらんいただきたいと思います。

改正条例第1条は、智頭町褒彰条例の一部改正についてであります。同条例第13条の特別待遇停止の要件から、「成年被後見人及び被保佐人」を除くものであります。

改正条例第2条は、智頭町印鑑条例の一部改正についてであります。同条例第2条の、印鑑登録を行わない者の要件のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者、(1)に掲げる者、これは未成年者でございますが、を除く」に改めるものであります。

改正条例第3条は、智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法の改正に伴い、同条例第10条の、失職事由の特例に該当する職員についての引用条項を改めるものであります。

議案書3ページからの改正条例第4条は、職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。これも、地方公務員法の改正により、職員の失職規定から「成年被後見人及び被保佐人」が除かれたことに伴い、関係する規定を改めるものであります。

議案書5ページとなります。改正条例第5条は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。これも、地方公務員法の改正により、職員の失職規定から「成年被後見人及び被保佐人」が除かれたことに伴い、関係する規定を改めるものであります。

議案書6ページの改正条例第6条は、智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。これは、同条例第23条の家庭的保育者の欠格事由についての引用条項を、児童福祉法の改正に伴い改めるものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第97号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書7ページをごらんください。議案説明書は2ペ



ージになります。

議案第97号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定について。

これは、智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

次のページからは、条例の内容を示しております。これは、先ほども説明させていただきましたが、旧山形小学校、旧那岐小学校、旧山郷小学校を来年度指定管理者制度を導入するに当たり、必要な事項を定めたものでございます。業務としましては、指定管理者の管理の期間ですとか開館時間、休館日、利用の許可等、条例の中に示しています。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 今までは、この旧小学校3校はまちが管理しておりましたが、このたび指定管理に出すことによってどのようなメリットが想定されるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 指定管理者によってどのようなメリットがということなんですけども、今まではテナント等も各小学校に入っておりまして、それを収入源として運営管理をしておりました。ただ、これまで責任の明確化ですとか、そういった面が曖昧なところがありましたので、この指定管理者制度設置管理条例を設置し、指定管理者に指定管理制度を導入することにより責任の明確化等を各管理者に持っていただきながら、持続可能な運営をしていただきたいというメリットがあると感じております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野議員。

○11番（中野ゆかり） これからも町が管理することによって持続可能なこともあるかと思うんですけども、一番心配しているのがお金の面です。今の町が管理しているときの支出と、指定管理者に移行した後の町の支出、そこら辺のわかる資料を総務常任委員会でもいいので、提出のほうをお願いしたいと思います。

- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 先ほどの債務負担行為のときに資料をとということでしたので、今までの光熱水費等かかった分につきましては、委員会でまた明示をさせていただきますというふうに考えております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
8番、谷口雅人議員。
- 8番（谷口雅人） 3条の（2）の最後のほうに町長のみの権限という部分につきまして、これは具体的にはどのような。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 済みません。これは、施設の廃止等につきましては町長のみの権限になるというふうにとらえております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
8番、谷口議員。
- 8番（谷口雅人） 先の質問にも関連するんですけども、指定管理で既に行われておりますリプル等の部分につきましてですが、修繕料等について発生した場合ということで、リプルの場合は確か10万円以上の部分については、まちが負担するというような具体的なことがあるんですけど、そういったことについてはこの部分にはないんですけど、これは取り決めという形で行われるのか、それとも、この条文にはあえて書かなかった、それについてのまた理由等につきましてお願いします。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） その点につきましては、指定管理者制度導入のときに明示することになると思うんですけども、大規模修繕につきましては町のほうでやらないといけないとは思っております。ですので、リプルの例示を出されたんですけども、幾らかということは今は言えないんですけども、幾ら以上のものについては町の責任において改修するというような考えで、今、考えております。
- 議長（大河原昭洋） 8番、谷口議員。
- 8番（谷口雅人） この部分については先ほどこれは条例が通った後、実際の当事者であります各団体にその協議によると思います、やはりそこら辺の部分というのはある程度具体的な明示がなければ、受けるほう側としてもちょっとこれは引くなという部分もあろうかと思っております。そこについては十分な協議をした

中で、また後に委員会等で明確にお願いしたいと思います。

- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） これは唐突に話をしたわけではございませんで、各地区振興協議会、公民館等にも話をして、今現在進めているところでございます。ですので、ある程度道筋ができたので、今回条例制定に向けて動いているということでご認識いただきたいと思います。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野議員。
- 11番（中野ゆかり） もう一つ心配することの1つに、事務員さんの配置のことなんですけれども、今は集落支援員さんを町のほうが派遣してくださっています。ですけど、指定管理になりましたらそのところの人の配置に関しては、どのような変化があるのかお聞かせください。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） その点につきましては、これから議論していかないといけないと思うんですけども、今ここで明確な発言は差し控えたいというふうに思いますけども、できれば今までどおりの流れでいきたいというふうには考えております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） この指定管理になった場合、今、小学校の中に山郷地区と那岐小学校には地区公民館が入っているんですが、この地区公民館との関係というものはどのようになるんでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） そのあたりにつきましては、指定管理者が地区振興協議会となった場合は、表現が正しいかどうかわかりませんが、公民館は間借りというような形になるというふうに思います。ですので、公民館部分は今まで教育部局のほうで予算を要求していたと思いますので、それは従前と変わらないという認識でおります。
- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 指定管理者に間借りをして、施設は従来どおり、その社会教育施設ということで教育委員会のほうが負担、維持していくというような形ということですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ですので、社会教育施設ではなくて、指定管理者を導入しますので、あくまで指定管理者が地区振興協議会、その施設の中に公民館が同居するということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第98号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第98号 智頭町部落差別の解消に関する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、部落差別のない智頭町を実現するため、必要な事項を定めるものでございます。

議案書11ページをごらんください。あわせて、議案説明資料概要3ページもごらんください。

第1条では、町の責務を明確にし、各種施策の充実に努めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない智頭町を実現することを目的と定め、第2条では、全ての町民が、ひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるなどとの、基本理念を定めております。

第3条では、国、県との適切な役割分担を踏まえた連携を図りながら、施策を講ずる責務を有するとともに、施策を推進するための基本計画を策定し、その計画を推進するための体制の充実に努めるものとする、との町の責務を定めております。

第4条では、部落差別を知り得た場合、速やかに町長に情報提供するものとする町民等の責務を、第5条では、相談体制の充実を、第6条では、被差別者への支援及び救済に積極的に務めることを、第7条では、教育及び啓発の充実を、第8条では、部落差別の実態に係る調査について、それぞれ定めております。

議案書12ページの第9条では、インターネットにおける差別書き込み等のモ

ニタリングを行い、町に関係する差別書き込み等を発見した場合は、必要な方法により削除要請を行うものとしており、第10条では、差別行為が発生した場合は、智頭町基本的人権の擁護に関する審議会で審議を行うものとしております。

また、第11条では、差別者の誤解、偏見等を取り除くため、指導または助言を行うものとしております。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 国の法律ができたので、町もそれに関する条例をつくっていかうということ、その趣旨はよくわかるんですが、既にご承知のように智頭町には基本的人権の擁護に関する条例というものがあります。その中には当然、町の責務、町民の責務というものもうたっていて、やはり差別解消にということ、うたっていますので、今回、その10条の中で特に気になるのが、その差別行為が発生した場合には、基本的人権の擁護に関する審議会のほうがそれに対応するというような仕組みになっているということは、この条例が独自にその実効性を持つということに、何か少し、その2つ条例があつて、行為があつたときにはその基本的人権のほうの審議会が対応するというような仕組みになると、何かややこしいのではないかな。

他の町村では同じように、基本的人権の擁護に関するような条例があつて、その中に今回の国の法律に基づいたようなものを盛り込むというようなことをやっています。そのほうが同じ審議会が対応するのであれば、何かその法律的にすっきりするのではないかなという気がするんですが、同じようなものを2つつくって、実際に事象が発生したときにこの条例で具体的にその対応できるのかどうか、そこら辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 確かに既に条例制定であるとか、条例の先ほど言われたような改正で対応しておる町村、全国的にはいろんな例がございます。智頭町ではいろいろ検討した結果、やはり部落差別の解消に関することに关しましては

独自の条例を設けて、表現を差別のない智頭町を実現する、部落差別ということに限定した条例ということで制定をしたものでございます。

先ほど審議会での審議、何やらというようなことがございましたが、あくまで事象が発生した場合には、唯一の審議会である審議会のほうにお願いして審議をお願いする。それ以降の対処については当然、執行部が行うということになりますので、審議会の委員さんが対処するというようなものではございません。審議会の委員さんには、起きた事象についての意見を聞いたり、こんなことはどうでしょうということの対処についてのご意見を伺うということになるろうかと思えます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 本来ならこの条例に基づく審議会をつくって、この条例の部分に対して、その審議会がいろんな方向性を出すというのがすっきりした形ではないかなと。今の現状のままだと、ほかの条例の審議会さんにいろんな事案等が発生したときには審議して、助言等出すような仕組みになっているのは、そこら辺がこの条例が独自に実効性を出すのに、少し課題が残るのではないかなという気がするんですが、そこら辺は別に問題なしに、スムーズに2つの条例が連携してやっていけばいいというようなお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 現在あるせつかくの機能している審議会がございまして。新たな条例を制定するに当たって、新たな審議会を制定する必要はないものと考えておりまして、このような条例をつくっております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

8番、谷口議員。

○8番（谷口雅人） 9条のインターネットのモニタリングということで、これは今まで各種の研修会等にもおきまして、ネットに対する対応というのが非常に難しいということやをずっと聞いておる中で明記されたということなんですけども、このモニタリングを行うということについて、誰がどのように行うのかということはどうなっているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 確かに議会のいろんな中でも、なかなか対処が難しいということで答弁をした経緯もございまして。その中で、県のほうも同和対策審議

会等々でモニタリングの連絡会であるとか協議会というものをつくっていて、今、研究を重ねております。またその中で、町の職員も研究会等々に参加して研修も重ねており、あわせて国等で行われる専門的な研修会にも職員を参加させて研修を深めております。その中で、研修を受けた職員を担当に充ててモニタリングを行い、その後の対処についても県であるとか法務局の意見を聞きながら、対処を進めていくということでやっていこうということにしております。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 今の時点で具体的な誰がどのようにということについてはないけれども、やはりこのモニタリングというのはタイムリーでなければならぬという、時間がかかり経過した後、それが拡散してしまい、あるいはもっとさらにつながることがあってはならぬわけです。その部分については、今の時点ではということとどめさせてもらいますけど、そこについてはしっかりと智頭町なりにほかのまちの事例もあるんでしょうけれども、智頭町は智頭町の独自のタイムリー性をもったものを機動的に運用していただけるように、これは要望としておきます。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 要望は要望として受けとめさせていただきますし、先ほど申しました研修を深めている職員をもって充てたいと、誰がどうのということとは言いませんが、既に研修を深める中で県等と連携をとりながら、一部試行的にモニタリングを行っております。その中でそれをいかに実効性のあるものにもっていくかということで、これから、条例の制定を受けて方策を考えていきたいとも考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書13ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第99号 特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数、年間3.35月分を年間3.40月分に、0.05月分引き上げることについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書14ページをごらんください。

改正条例第1条では、令和元年度の期末手当支給月数について、6月期を1.675月分、12月期を1.725月分とするものであり、同第2条では、令和2年度以降は、6月期、12月期とも1.70月分とするものであります。

なお、施行期日は、公布の日からであります。改正条例第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであり、同第1条の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和元年人事院勧告を踏まえ、職員の勤勉手当支給月数、年間1.85月を年間1.90月に、0.05月分引き上げを行うことのほか、給料表の改定を行うこと、また、住居手当の支給対象となる家賃額の下限などを見直すことについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書17ページをごらんください。あわせて、議案説明資料概要4ページもごらんください。



改正条例第1条中、第19条の改正規定は、勤勉手当支給月数の改正であり、第2項第1号で、再任用職員以外の職員について、平成31年度については、6月期を0.925月分、12月期を0.975月分とするものであります。

議案書17ページから20ページにかけての改正条例第2条は、行政職給料表を改定するものであり、大卒程度の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円それぞれ引き上げ、若年層についても同様の所要の改定をしております。平均改定率は0.1%となっております。

議案書21ページの改正条例第3条中、第9条の3の改正規定は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を、1万2,000円から1万6,000円に2,000円引き上げ、また、手当月額の上限を、2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げるものでございます。

議案書21ページから22ページにかけての第19条第2項第1号の改正規定は、再任用職員以外の職員について、令和2年度以降の勤勉手当を、6月期、12月期とも0.95月分とするものであります。

なお、特定管理職員に関する改正を行っておりますが、本町では現在、適用を受ける職員はおりません。また、再任用職員については、改正の対象としておりません。

施行期日は、公布の日からであります。改正条例第3条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであり、改正条例第1条及び第2条の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。なお、附則第3条では、改正条例第3条で改正する規定のうち、住居手当の改正の一部について、令和3年3月31日まで経過措置を定めております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

- 教育課長（國岡厚志）　　それでは、議案書 24 ページ、議案説明資料 5 ページを  
ごらんください。

議案第 101 号　智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

これは、97号に関連するものでございますが、地区公民館が入居する旧那岐、旧山郷小学校で指定管理者を導入するため、次のとおり智頭町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

改正箇所につきましては、25ページ別表第2のうち、那岐地区公民館及び山郷地区公民館のところを削除するものでございます。

以上でございます。

- 議長（大河原昭洋）　　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、岸本議員。

- 9番（岸本眞一郎）　　これは、これまで利用料金を町が設定していたんですが、今回那岐と山郷を指定管理に移行するので、この利用料金の設定を削って、今後は指定管理者が利用料金を設定できるようにするという、そういうものかどうか。ちょっとそこら辺を確認したいと思います。

- 議長（大河原昭洋）　　國岡教育課長。

- 教育課長（國岡厚志）　　そのとおりでございます。

- 議長（大河原昭洋）　　9番、岸本議員。

- 9番（岸本眞一郎）　　その場合に、指定管理者が料金の設定権限を持つということになれば、自分のところのいろんな運用状況等を見て、任意にその利用料金が設定できるということですね。当然、権限が移るということは。それが、極端に言うと、2つの公民館の使用料についても差が出る可能性もあると、そういう状況が見込まれるということですね。

- 議長（大河原昭洋）　　國岡教育課長。

- 教育課長（國岡厚志）　　そういうような可能性もありますが、いずれにしても町内の施設については、それぞれ同一の料金というのが望ましいと思われま

で、今後も同額とは思いますが、可能性としてはその可能性も残っております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書27ページ、議案説明資料5ページをごらんください。

議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

これも旧小学校施設の指定管理者制度導入に伴い、山形、那岐、山郷地区体育館に関する業務を指定管理者に行わせるため、次のとおり智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

改正箇所につきましては、28ページ、29ページのとおりに、指定管理者に関する条文の追加、削除を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書30ページをごらんください。

議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和2年6月30日で任期満了となる藤原一彦氏について、引き続き同氏を推薦

したいので、本議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員として推薦したい者、八頭郡智頭町大字福原316番地、藤原一彦氏、昭和25年12月21日生まれ。

なお、委嘱後の任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間でございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） では、議案書31ページをごらんください。

議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましても、令和2年6月30日で任期満了となる杉村さよ子氏について、引き続き同氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員として推薦したい者は、八頭郡智頭町大字三吉616番地21、杉村さよ子氏、昭和27年1月11日生まれでございます。

委嘱後の任期については先ほどと同様でございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第21．陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第21、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、12月10日から12月12日までの3日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、12月10日から12月12日までの3日間を休会としたいと思います。

12月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る12月13日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論、並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 0時04分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年12月6日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 岩 本 富美男

智頭町議会議員 谷 口 雅 人